

# 特記仕様書

## 第1章 総則

### 1 適用範囲

本特記仕様書は、宮津市建設部が発注する工事に適用する。

「宮津市土木請負工事必携」の「土木工事共通仕様書（案）」に定めのない事項については、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築物解体工事共通仕様書 平成 31 年版」「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 平成 31 年版」及び「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書 平成 31 年版」を準用する。

なお、本工事の積算は、公共建築工事共通費積算基準(平成 28 年 12 月版)を適用している。

### 2 施工方法等

工事請負契約書（以下「契約書」という。）第 1 条第 3 項に規定する契約書及び設計図書に特別の定めのない施工方法等については、本工事数量変更による場合を除き変更の対象としない。

### 3 参考資料の取扱い

設計図書の他に添付する参考資料は、あくまで発注者の予定価格を算出するためのものであり、何ら請負契約上の拘束力を生じるものでない。工事の実施にあたっては、この主旨を十分理解し、事故発生等の事態を招かないよう、その防止措置に留意すること。

### 4 技術者等

本工事の施工にあたっては、建設業法に基づく主任技術者（監理技術者の配置が必要な場合は、監理技術者）及び契約書に基づく現場代理人等を適正に配置しなければならない。

なお、特定建設工事共同企業体が請け負う場合には、各構成員毎に技術者が必要であるので注意すること。また、現場代理人は技術者と同様、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のあるものを選任し、工事現場に常駐すること。

### 5 工期の設定

本工事の工期は、作業期間内の雨天日（降雨、降雪）、日曜日、祝祭日、夏期休暇、年末・年始休暇及び全土曜日等を見込んでいる。

### 6 公共事業労務費調査に対する協力

1) 本工事が宮津市の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し宮津市に提

出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

- 2) 調査票等を提出した事業所を宮津市が事後に訪問して調査・指導を行う場合は、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の経過後においても同様とする。
- 3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って、就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
- 4) 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

#### 7 建設業退職金共済制度の普及徹底

- 1) 工事請負契約を締結したときは、当該工事で雇用する建設労働者にかかる必要な勤労者退職金共済機構の証紙を購入するとともに、その発注者掛金収納書を、契約担当者に速やかに提出すること。
- 2) 受注者は、工事完成時に建退共運営実績報告書を提出すること。

#### 8 現場技術業務委託

本工事の監督業務の一部を別途コンサルタント等に実施させる場合については、次によること。

- 1) 宮津市が現場技術業務を委託したコンサルタント等の監督に関する業務を行う現場技術員が監督職員に代わって施工上必要な指示、承諾、協議、立会等を行う際には、その事務に関する限りにおいては監督職員と同様に取り扱わなければならない。
- 2) 監督職員から受注者に対して指示または通知を行う場合は、現場技術員を通じて行うことがある。  
なお、この場合は監督職員から直接指示または通知があったものと同様に取り扱う。
- 3) 受注者が監督職員に対して行う報告、通知等を現場技術員を通じて行うことができる。
- 4) 本工事を担当する監督に関する業務を行う現場技術員の氏名は、別に通知する。

## 第2章 施工計画書

### 1 施工計画書

- 1) 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について施工計画書を、監督職員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は、維持工事等簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て、記載内容の一部又は全部を省略することができる。

- (1) 工事概要
  - (2) 計画工程表
  - (3) 現場組織表
  - (4) 安全管理
  - (5) 指定機械
  - (6) 主要資材
  - (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
  - (8) 施工管理計画（出来形管理計画、品質管理計画等を含む）
  - (9) 段階確認、随時検査計画
  - (10) 緊急時の体制及び対応
  - (11) 交通管理
  - (12) 環境対策
  - (13) 現場作業環境の整備
  - (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
  - (15) その他
- 2) 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更箇所がわかる変更計画書を提出しなければならない。
  - 3) 監督職員が指示した事項については、受注者は、更に詳細な施工計画書を提出しなければならない。

### 第3章 工事カルテ作成、登録

#### 1 工事カルテ作成、登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

ただし、工事請負代金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

### 第4章 施工体制台帳等

#### 1 施工体制台帳

本工事受注者は、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳（下請負契約書等添付）を作成し、工事現場に備えるとともに、所定の様式により監督職員に写しを提出しなければならない。

#### 2 施工体系図

受注者は、第1項に示す公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めに従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。また、受注者は、施工体系図を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。

### 第5章 施工管理

#### 1 施工管理

受注者は、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、品質、工程、安全等の施工管理を行わなければならない。

#### 2 施工管理体制の確立

受注者は、契約図書に適合するように工事を施工するために、自らの責任において、施工管理体制を確立しなければならない。

#### 3 施工管理基準等の作成他

受注者は、京都府が定める「土木工事施工管理基準及び規格値」（案）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築工事施工監理指針」、「電気設備工事施工監理指針」及び「機械設備工事施工監理指針」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を受注者の責任と費用により直ちに作成、保管し、監督職員等の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

## 第6章 工事中の安全確保

### 1 安全技術指針

受注者は、土木工事安全施工技術指針（建設省大臣官房技術審議官通達、平成10年3月19日）、建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日 建設省営監発第13号）及び建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長、平成6年11月1日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、事故・災害の防止に努めなければならない。

### 2 監督職員及び管理者の許可

受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

### 3 建設工事公衆災害防止対策要綱の遵守

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

### 4 指定建設機械

本工事に使用する建設機械の選定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、受注者は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

### 5 既設構造物の措置

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう、必要な措置を施さなければならない。

### 6 防災体制の確立

受注者は、豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。

### 7 立入禁止の措置

受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立ち入りを禁止する場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をし

なければならない。

#### 8 安全巡視

受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

#### 9 現場周辺の美装化

受注者は、受注者の負担と責任において現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、現場周辺の美装化（イメージアップ）に努めるものとする。

#### 10 安全研修・訓練等

受注者は、請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達、平成4年3月19日）及び建設工事の安全対策に関する処置について（建設大臣官房技術調査室長通達、平成4年4月14日）により、工事着手後、作業員全員（現場代理人、主任技術者等含む）の参加により月当たり、半日以上の時間を割当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

#### 11 関係官公署等との連絡

受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事の安全を確保しなければならない。

#### 12 工事関係者連絡会議

受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

#### 13 特定元方事業者等の講ずべき措置

監督職員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定により受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

#### 14 安全確保の優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。

#### 15 工法及び工程の配慮

受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方

法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工に当たっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。

#### 16 第三者等の安全確保

災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとする。

### 第7章 爆発及び火災の防止

#### 1 爆発等の防止の措置

受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

#### 2 火薬類の使用計画書

受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち監督職員に使用計画書を提出しなければならない。

#### 3 野焼の禁止

受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼してはならない。ただし、軽微なものを野焼をする場合は、関係官公署と打合せを行い、監督職員の承諾を得て処理するものとする。

#### 4 指定場所以外の火気の使用禁止

受注者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

#### 5 火気の使用禁止表示

受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

### 第8章 跡片付け

#### 1 跡片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、その責任と費用負担において、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。

また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。  
なお、これらの費用は受注者の負担とする。

## 第9章 事故報告書

### 1 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、工事事務報告書を監督職員が指示する期日までに監督職員に提出しなければならない。

## 第10章 環境対策

### 1 周辺地域の環境保全

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和51年3月2日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

### 2 環境問題に関する苦情

受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。

第三者から環境問題に関する苦情に対して、受注者は、第14章第5項及び第7項の規定に従い対応しなければならない。

### 3 第三者への損害

監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提示しなければならない。

### 4 不正軽油の使用防止

- 1) 工事に使用される建設機械等の燃料については JIS 規格軽油の使用を徹底すること。
- 2) 燃料検査等依頼があった場合については協力するものとし、速やかに監督職員に報告すること。

## 第11章 文化財の保護

### 1 文化財を発見したとき

受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。

### 2 埋蔵物の権利の保有

受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

## 第12章 交通安全管理

### 1 安全施設類等設置計画書等

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設類等設置計画書を作成し、監督職員に提出すること。

受注者は、工事期間中の安全施設類等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

### 2 公衆に供する道路使用

受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。

### 3 関係機関との打合せ

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械等の輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通整理員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

### 4 安全対策

受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標

示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

#### 5 工事用道路を使用する場合

受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の新設、改良、維持管理及び補修を行うものとする。

#### 6 工事用道路の使用等計画書

受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に、当該道路の新設、改良、維持、補修及び使用方法等の計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を自らの費用負担で行わなければならない。

#### 7 受注者の責任

発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

#### 8 工事用道路の供用

受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を供用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

#### 9 工事用道路の使用上の注意

公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなければならない。

#### 10 水上輸送によるとき

工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には、本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え、「車両」は船舶と読み替えるものとし、それに従って運用するものとする。

#### ~~11~~ 安全対策費

##### ~~1)~~ 当初より積み上げ計上した場合

~~安全対策については、交通誘導員を計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果により変更等が生じた場合には監督~~

~~職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。~~

~~2) 交通誘導員の有資格について~~

~~本工事に配置する誘導員は、警備員等の検定等に関する規則(平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号)に基づき交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)を規制箇所毎に〇〇名配置する。ただし、所轄警察署との協議により交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)以外の配置を認められた場合はこの限りではない。~~

~~受注者は、交通誘導警備検定合格証(写)を監督職員に提出するものとする。~~

~~また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。~~

記載例

配置場所	交通誘導員	編 成
〇〇地点	〇名/日	検定合格者 〇名、他〇名

~~3) 設計変更で積み上げ計上する場合~~

~~安全対策については、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果により必要が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。~~

~~また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。~~

~~12 交通誘導員~~

~~交通誘導員については、合せて10人計上しているが、道路管理者、所轄警察等と打合せの結果又は、条件変更に伴い員数等に増減が生じた場合には、監督職員と協議の上設計変更の対象とする。~~

~~13 交通誘導員の交替要員を設ける場合~~

~~交通誘導 箇所については、作業中は交通誘導員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮すること。~~

~~14 交通切替えの場合~~

~~現道土における交通処理の切替え回数は、一回としている。~~

~~15 切りまわし道路の切替え時期~~

~~切りまわし道路の切替え時期は、平成〇〇年〇〇月末を予定している。~~

## 第13章 諸法令の遵守

### 1 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行わなければならない。

### 2 諸法令に違反した場合

受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が発注者に及ばないようにしなければならない。

### 3 計画等の不適當

受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが諸法令に照らし不適當であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに書面にて監督職員に報告し、確認を求めなければならない。

## 第14章 官公署等への手続等

### 1 関係官公署等との連絡

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

### 2 関係機関への届出等

受注者は、工事施工に当たり、受注者の行うべき関係官公署及びその他の関係機関への届出等を、受注者の責任と費用負担において法令、条例又は設計図書のためにより実施しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、監督職員の指示を受けなければならない。

### 3 監督職員への報告

受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告しなければならない。

### 4 地域住民との紛争

受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

### 5 苦情があった場合

受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

## 6 地域住民等との交渉

受注者は、地方公共団体、地域住民等と施工上必要な交渉を、受注者の行うべきものにつき、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

## 7 交渉等確認

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

## 8 関係法令に基づく検査

受注者は、関係官公署及びその他の関係機関の検査において、その検査に必要な資機材及び労務等を受注者の責任と費用負担において、提供しなければならない。

## 9 暴力団等の排除（被害届等）

- ・暴力団等からの不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出るとともに監督職員に報告すること。
- ・受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じること。

## 第15章 施工時期及び施工時間の変更

### 1 施工時間が定められている場合

受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

### 2 施工時間が定められていない場合

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

## 第16章 工事現場発生品

### 1 再生資源利用促進（再生資源利用促進法、平成3年4月26日・同施行令平成3年10月25日）

受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（建設省事務次官通達、平成10年12月1日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣

官房技術審議官通達、平成3年10月25日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

## 2 再生資源利用計画の作成等

1) 受注者は、工事を施工する場合においてあらかじめ再生資源利用計画を作成すること。

なお、再生資源利用計画は施工計画書に含めて提出するものとする。

2) 再生資源利用計画には、次に掲げる事項を定めること。

ア 土砂・砕石・加熱アスファルト混合物の各資材毎の利用量

イ 前記アの利用量のうち再生資源毎の利用量

ウ 前記イに掲げるもののほか再生資源の種類毎の利用量

3) 受注者は、再生資源利用計画の実施状況を記録し、その実施記録を監督職員に提出すること。

## 3 再生資源利用促進計画の作成等

1) 受注者は、工事を施工する場合においてあらかじめ再生資源利用促進計画を作成するものとする。

なお、再生資源利用促進計画は、施工計画書に含めて提出すること。

2) 再生資源利用促進計画には、次に掲げる事項を定めること。

ア 指定副産物の種類毎の搬出量

イ 指定副産物の種類毎の再資源化施設又は他の工事現場への搬出量

ウ 前記イに掲げるもののほか指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

3) 受注者は、再生資源利用促進計画の実施状況を記録し、その実施記録を監督職員に提出すること。

## 4 提出書類様式

再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及びその実施状況を記載する様式については、国土交通省ホームページに掲載の建設リサイクル報告様式(計画書・実施書)(EXCEL形式)を使用すること。

## 5 提出方法

作成した再生資源利用計画書(実施書)は、自社で工事完成後1年間保管し、計画書は1部、実施書1部及び電子データを監督職員に提出すること。

## 第 17 章 産業廃棄物の搬出

### 1 産業廃棄物の適正な処理

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度を使用し適正な処理を行うこと。

### 2 委託契約

産業廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と処理委託料を記載した「処理委託契約書」により委託契約を行うこと。

### 3 産業廃棄物を運搬する車両は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する表示及び書面の備付けを行うこと。

（産業廃棄物運搬車両の表示等）

#### 1) 自己（社）運搬の場合

① 収集運搬車両の両側面に鮮明かつ識別しやすい文字の色で次の内容の表示を行うこと。

- ・「産業廃棄物運搬車」の文字（JIS Z8305 140 ポイント以上（5 cm 以上））
- ・事業者の氏名又は名称（同 90 ポイント以上（3 cm 以上））

② 収集運搬車両は、次の内容が記載された書面を備え付けること。

- ・「氏名又は名称及び住所」、「運搬する産業廃棄物の種類及び数量」、「運搬する産業廃棄物の積載日」「積載した事業場の名称、所在地及び連絡先」「運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先」

#### 2) 許可業者に運搬を委託する場合

① 収集運搬車両の両側面に鮮明かつ識別しやすい文字の色で次の内容の表示がされている業者に委託すること。

- ・「産業廃棄物運搬車」の文字（JIS Z8305 140 ポイント以上（5 cm 以上））
- ・許可業者の氏名又は名称（同 90 ポイント以上（3 cm 以上））
- ・統一許可番号（下6桁）（同 90 ポイント以上（3 cm 以上））

③ 収集運搬車両に、次の内容が備え付けられている業者に委託すること。

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- ・産業廃棄物管理表（マニフェスト）

#### 3) 提出資料

工事完成時に産業廃棄物の収集運搬車両への表示状況が確認できる写真を提出すること。

- 4 平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても産廃税相当額を見込んでいる。

## 第18章 残土処理計画書・報告書の作成

### 1 残土処理計画

受注者は、工事を施工する場合において、あらかじめ残土処理計画書を作成すること。

なお、残土処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。

### 2 残土処理報告

施工後は、残土処理報告書を提出すること。

### 3 建設発生残土の搬出

発生残土については、自由処分とする。

なお、建設発生残土については、森林法・農地法・都市計画法等に従い適切に処理できる搬出地を指定し、事前に監督職員に書面で協議の上、承諾を受けるものとする。

## 第19章 廃棄物処理計画書・報告書の作成

### 1 廃棄物処理計画

受注者は、工事を施工する場合において、あらかじめ廃棄物処理計画書を作成すること。

なお、廃棄物処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。

### 2 廃棄物処理報告

施工後は、廃棄物処理報告書を提出すること。

## 第20章 写真管理

### 1 写真管理

写真管理については、写真管理基準（案）によるものが、特にデジタルカメラ等デジタル画像により写真管理を行う場合は、以下によること。

- 1) 写真管理に使用する機械は、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できる機材として、デジタルカメラについては有効画素数130万画素以上、プリンターについてはフルカラー600dpi以上、インク・用紙等については通常の使用条件の下で3年間程度に顕著な劣化が生じないこと。
- 2) 工事写真は、写真（サービス版程度の大きさ。画像を印刷したものを含む。）に説明等を併記し、A4版で作成すること。
- 3) ネガの代替えとして電子媒体（CD等）により提出するものとする。
- 4) その他の事項については、監督職員と協議すること。

## 第21章 標準操作方式の使用

### 1 バックホウ

バックホウは、標準操作方式のバックホウを使用するものとし、建設省指定ラベル（緑色）又は、「（社）全国建設機械器具リース業協会発行のラベル等」を貼付したバックホウを使用すること。

### 2 移動式クレーン

工事の施工にあたり、平成6年10月1日以降に製造された移動式クレーン（クローラクレーン、トラッククレーン、ホイルクレーン）を使用する場合は、指定ラベル「（社）日本建設機械化協会」を貼付した移動式クレーンを使用すること。

なお、使用クレーンの製造年月日が確認できる写真を撮影し、監督職員に提出すること。

## 第22章 低騒音型・超低騒音型の使用

### 1 当初設計から指定された建設機械を使用する場合

本工事箇所は、特に生活環境を保全する必要がある地域であり施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械指定要領（建設省）に基づき指定された建設機械を使用すること。

## 2 現場状況により指定された建設機械を使用することが考えられる場合

本工事の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械指定要領（建設省）に基づき指定された建設機械の使用を考えていないが、現場の状況により使用しなければならない場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

## 3 超低騒音型を使用する必要がある場合

本工事箇所は、特に生活環境を保全する必要がある地域であり、施工に当たっては超低騒音型の建設機械を使用すること。

## 第 23 章 排出ガス対策型建設機械

### 1 排出ガス対策型建設機械の使用

本工事において、建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領（建設大臣官房技術審議官通達、平成 9 年 10 月 3 日）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、または、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装置した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

なお、施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督職員に提出すること。ただし、受注者の都合による場合を除き、これにより難しい場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

## 第 24 章 過積載の防止

### 1 過積載の防止

- 1) 積載重量制限を越えて工事用資機材、土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2) さし柵装置車、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 4) 建設発生土の処理、骨材等資材の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

- 5) さし枠装置車、不表示車等が、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 6) 過積載車両、さし枠装置車、不表示車等からの土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- 7) 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装置車、不表示車等を土砂運搬に使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な措置を講ずること。
- 8) 1) から7) について、下請契約における受注者を十分指導すること。
- 9) 受注者はレディーミックスコンクリート、アスファルト混合物及び建設副産物（建設発生残土、産業廃棄物等）の運搬にあたっては出荷伝票、運搬伝票、計算伝票等(以下伝票という。)を整理・保管しダンプトラック等1台毎の積載量等を記入した運搬管理表作成の上、検査時に提出しなければならない。

なお、伝票については、監督職員から請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に原本を提示しなければならない。

## 第25章 工事測量

### 1 測量の実施

受注者は、工事契約後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員の指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。

### 2 測量標（仮BM）の設置

受注者は、測量標（仮BM）の設置に当たって、位置及び高さの変動のないようにしなければならない。

### 3 工事用測量標の移設

受注者は、用地巾杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。なお、用地巾杭を移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

### 4 仮設標識の設置

受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を設置しなければならない。

#### 5 既存杭の保全

受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

#### 6 責任と費用負担

本条で規定する事項については、受注者の責任と費用負担において行わなければならない。

### 第26章 保険の付保及び事故の補償

#### 1 保険の加入

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

#### 2 適正な補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対し責任をもって適正な補償をしなければならない。

### 第27章 アルカリ骨材反応抑制対策

#### 1 対象工事

コンクリート及びコンクリート工場製品を使用する全ての工事。ただし、仮設構造物のような長期の耐久性を期待しなくともよいものみの工事は除く。

#### 2 アルカリ骨材反応抑制対策

アルカリ骨材反応抑制対策については、「アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領」によるものとする。

### 第28章 土木コンクリート構造物の品質確保

#### 1 コンクリートの水セメント比

本工事に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。

ただし、水セメント比の上限値の変更に伴い呼び強度を変更する場合は、設計変更の対象としないものとする。

また、水セメント比を減ずることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等の検討を行い、監督職員の承諾を得るものとし、設計変更の対象とする。

## 2 スペーサー

受注者は、鉄筋のかぶりを保つようにスペーサーを設置するものとする。

スペーサーは、構造物の側面については原則 1 m<sup>2</sup>につき 2 個以上、構造物の底面については原則 1 m<sup>2</sup>につき 4 個以上を設置するものとする。

なお、スペーサーの個数については、鉄筋組立て完了時に段階確認を受けるものとする。

また、出来形管理写真については、写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表「鉄筋・無筋コンクリート工配筋」の頻度で撮影することとする。

## 第 29 章 工事現場における標示板の設置

### 1 受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事の目的、工事名、工期、受注者名、発注者名等を記載した標示板を設置しなければならない。

標示板は、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）に準じて作成するものとし、記載項目のうち、「工事の目的」については、以下によるものとする。

「この工事は、建物の解体撤去を行っています。」

## 第 30 章 レディーミクストコンクリート施工の品質管理

スランブ試験、圧縮強度試験、空気量測定については、少なくとも一回以上、監督職員立会の上、実施しなければならない。ただし、やむを得ない場合は監督職員の承諾を受けた上で、受注者のみで実施してもよい。

## 第 31 章 段階確認及び随時検査

受注者は、監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認及び随時検査を受けなければならない。この際、受注者は工種、細

別、確認の予定時期、測定結果等を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認及び随時検査の実施時期、実施箇所は監督職員が定めるものとする。

### 第 32 章 手すり先行型足場

枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 平成 15 年 4 月）」によるものとする。

ただし、受注者の都合による場合を除き、これにより難しい場合は設計図書により監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

上記において、「これにより難しい場合」とは供給側に問題があり手すり先行工法の足場を調達する事が出来ない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めないものとする。

### 第 33 章 その他

#### 1 下請負人について

下請負人を使用する場合は、下請負人通知書を提出すること。

#### 2 準備費について

準備及び後片付け、調査、測量、丁張り等、伐開(支障立木の伐採含む)、除根、除草、段切、すり付け等の作業は、共通仮設費の率計算に含まれている。

#### 3 地元対策について

残土処分等のダンプトラック等工事関係車両の出入りについては、工事関係車両が走行する時には、地元車両を優先し砂埃を立てないようにするとともに、騒音・振動を出さないよう徐行し、交通事故を発生させないこと。

また、空缶・吸殻等を捨てるごみ箱を設置し施工現場周辺にごみ等を捨てないこと。

#### 4 設計図書の照査等について

受注者は施工前及び施工途中において、必ず設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

#### 5 新型コロナウイルス感染予防対策について

本工事においては、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて建設企業で実践されている取組事例や、オフィス等における対策や通

勤時の対策、感染者が発生した場合の対応等を盛り込んだ「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」を踏まえた、建設現場等での対策を確実に実施するものとする。

※ガイドライン

<https://www.mlit.go.jp/common/001380470.pdf>